

瀬戸市告示第49号



瀬戸市議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和元年8月29日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 2 2 号議案	瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の制定について……………	1
第 2 3 号議案	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適 正化等に伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について……………	2 2
第 2 4 号議案	瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一 部改正について……………	3 2
第 2 5 号議案	瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一 部改正について……………	3 6
第 2 6 号議案	瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部改正につ いて……………	3 7
第 2 7 号議案	瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの 丘中学校用 I C T 機器一式の買入れについて……	3 9
第 2 8 号議案	瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの 丘中学校用図書スペース家具一式の買入れに ついて……………	4 4
第 2 9 号議案	瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの 丘中学校給食室調理機器一式の買入れについ て……………	4 6
第 3 0 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について……	5 2
第 3 1 号議案	瀬戸市空家等の適正管理に関する条例の制定 について……………	5 5
第 3 2 号議案	瀬戸市土地区画整理事業助成条例の制定につ	

	いて	6 1
第 3 3 号議案	市道路線の認定について	6 8
第 3 4 号議案	瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例の制 定について	7 5
第 3 5 号議案	瀬戸市都市下水路条例の廃止について	8 1
第 3 6 号議案	瀬戸市水道事業給水条例の一部改正について	8 2
第 3 7 号議案	令和元年度瀬戸市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
第 3 8 号議案	令和元年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第 2 号）	別冊
第 3 9 号議案	令和元年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
認定第 1 号	平成 3 0 年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の 認定について	別冊
認定第 2 号	平成 3 0 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会 計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 3 号	平成 3 0 年度瀬戸市下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	別冊
認定第 4 号	平成 3 0 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳 入歳出決算の認定について	別冊
認定第 5 号	平成 3 0 年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳 入歳出決算の認定について	別冊
認定第 6 号	平成 3 0 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 7 号	平成 3 0 年度瀬戸市水道事業会計利益の処分 及び決算の認定について	別冊

同意第4号	瀬戸市教育長の任命について……………	別途
同意第5号	瀬戸市教育委員会委員の任命について……………	別途
同意第6号	瀬戸市教育委員会委員の任命について……………	別途
同意第7号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて……………	別途
報告第11号	平成30年度瀬戸市健全化判断比率の報告に ついて……………	別紙
報告第12号	平成30年度瀬戸市公営企業会計資金不足比 率の報告について……………	別紙
報告第13号	専決処分の報告について……………	別紙
提出	平成30年度瀬戸市土地開発公社の経営状況 を説明する書類の提出について……………	別冊
提出	平成30年度公益財団法人瀬戸市開発公社の 経営状況を説明する書類の提出について……………	別冊
提出	平成30年度瀬戸まちづくり株式会社の経営 状況を説明する書類の提出について……………	別冊
提出	平成30年度公益財団法人瀬戸市文化振興財 団の経営状況を説明する書類の提出について……………	別冊

元年市長提出第 2 2 号議案

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 9 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第 4 条—第 1 9 条）

第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第 2 0 条—第 2 9 条）

第 4 章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第 3 0 条・第 3 1 条）

第 5 章 雑則（第 3 2 条—第 3 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 5 項並びに地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 第 5 項及び第 2 0 4 条第 3 項の規定に基づき、法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

(2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料)

第4条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号。

以下「給与条例」という。）第4条第1項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料について準用する。

(職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条において準用する給与条例第4条第1項に規定する給料表に定める職務の級又は一般職の任期付職

員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する給料表に定める号給に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第1又は別表第2によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の別表第1及び別表第2に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定による委任を受けた者を含む。）をいう。第17条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（号給）

第6条 新たに前条の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（給料の支給）

第7条 給与条例第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「市長が定める期日」とあるのは「規則で定める期日」と、同条第5項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（初任給調整手当）

第8条 給与条例第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（地域手当）

第9条 給与条例第12条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（通勤手当）

第10条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員につ

いて準用する。

(特殊勤務手当)

第11条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(時間外勤務手当)

第12条 給与条例第16条第1項、第2項、第3項本文、第5項及び第6項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条第1項	正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第16条第3項本文	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間
第16条第5項	勤務時間条例第	当該フルタイム会計年度任用職

項第1号	3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	員について割り振られた週休日
------	--------------------------	----------------

(休日勤務手当)

第13条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第17条第1項	勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日	瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年瀬戸市条例第3号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日
	勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日	代休日
	勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	勤務時間条例第4条及び第5条	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日

	の規定に基づく 週休日	
	、正規の勤務時間	、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）

（夜間勤務手当）

第14条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（宿日直手当）

第15条 給与条例第19条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与条例第19条第1項の勤務は、第12条において準用する給与条例第16条第1項、第13条において準用する給与条例第17条第1項及び前条において準用する給与条例第18条第1項の勤務には含まれないものとする。

（端数処理）

第16条 第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第12条において準用する給与条例第16条、第13条において準用する給与条例第17条及び第14条において準用する給与条例第18条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは

これを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第17条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくする場合に限る。次項並びに第26条第2項及び第3項において同じ。)は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 第12条において準用する給与条例第16条、第13条において準用する給与条例第17条及び第14条において準用する給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額をフルタイム会計

年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第19条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第20条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年瀬戸市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を20.5で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職

員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を158.875で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第21条 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬については、フルタイム会計年度任用職員に係る特殊勤務手当の例による。

(時間外勤務に係る報酬)

第22条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第28条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合

計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第28条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第28条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第23条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第28条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（夜間勤務に係る報酬）

第24条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第28条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（報酬の端数処理）

第25条 第29条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第26条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。)」において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)

)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(報酬の支給)

第27条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第28条 第22条から第24条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第20条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤

務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第20条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(報酬の減額)

第29条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第14条に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第31条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、瀬戸市旅費条例（昭和26年瀬戸市条例第32号）の規定の適用を受ける職員の例による。

第5章 雑則

(給与からの控除)

第32条 給与条例第2条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第33条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(瀬戸市旅費条例の一部改正)

2 瀬戸市旅費条例（昭和26年瀬戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(この条例の目的)	(この条例の目的)

<p>第1条 この条例は、本市職員（<u>全ての常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる非常勤の職を占める職員をいう。</u>）が職務上旅行する場合の旅費の支給について、規定することを目的とする。</p> <p>2 <省略></p>	<p>第1条 この条例は、本市職員（常勤の職員すべてをいう。）が職務上旅行する場合の旅費の支給について、規定することを目的とする。</p> <p>2 <省略></p>
---	---

（瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

3 瀬戸市職員の退職手当に関する条例(昭和38年瀬戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第13条第2項において同じ。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。<u>ただし、地方公務員法第22条の2</u></p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第13条第2項において同じ。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p>

第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

別表第1（第5条関係）

職種	職務の級	基準となる職務
(1) 一般行政事務職（他の職種の区分の適用を受けない者を含む。）	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
(2) レセプト点検事務職	1級	レセプト点検事務を行う職務
(3) 図書館司書職	1級	図書館司書の職務
(4) 技術職（土木・建築・機械・電気・化学）	1級	1 土木技師の職務 2 建築技師の職務 3 機械技師の職務 4 電気技師の職務 5 化学技師の職務
(5) 保健師職	1級	保健師の職務
(6) 看護師職	1級	看護師の職務
(7) 管理栄養士職	1級	管理栄養士の職務
(8) 保育士職	1級	保育士の職務
	2級	1 担任業務を行う保育士の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする保育士の職務
(9) 労務職（用務員・調理員・技能員）	1級	1 小中学校等の用務員の職務 2 小中学校等の調理員の職務 3 技能員の職務
(10) 美術系リーダー職	1級	ノベルティ・こども創造館での美術系リーダー的業務を行う職務
(11) 美術系スタッフ職	1級	ノベルティ・こども創造館での美術系スタッフ的業務を行う職務
(12) 学芸員職	1級	文化施設における学芸員の職務
(13) 警備員職	1級	警備員の職務
(14) 学校教育職	1級	1 学校教育に係る事務員の職務 2 社会体育指導員の職務 3 家庭児童相談室における相談員の職務 4 発達支援室における相談員の職務
(15) 国民健康保険推進員職	1級	国民健康保険推進員の職務
(16) 交通指導員職	1級	交通指導員の職務
(17) 母子・父子自立支援員職	1級	母子・父子自立支援員の職務

別表第2（第5条関係）

職種	号給	基準となる職務
(1) スクールソーシャルワーカー職	7号級	小中学校におけるスクールソーシャルワーカーの職務
(2) スクールカウンセラー職	4号級	小中学校におけるスクールカウンセラーの職務
(3) 消費生活相談員職	1号級	消費生活相談員の職務

（理由）

この案を提出するのは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正され、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため必要があるからである。

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案要綱

この条例は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 給与について

会計年度任用職員の給与は、次のとおりとするもの。（第3条関係）

- 1 フルタイム会計年度任用職員（その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの） 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当
- 2 パートタイム会計年度任用職員（その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの） 報酬及び期末手当

第2 フルタイム会計年度任用職員の給与について

給与については、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。）の関連規定を準用するもの。（第4条から第19条まで、別表第1及び別表第2関係）

第3 パートタイム会計年度任用職員の給与について

- 1 報酬の額は、月額、日額又は時間額のいずれかで定め、その算定には、フルタイム会計年度任用職員に係る給料の規定を適用して得た額（基準月額）を用いるもの。（第20条関係）
- 2 特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬について、その対象となる勤務及び額を規定するものとし、期末手当については、給与条例の規定を準用するもの。（第21条から第29条まで関係）

第4 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について

- 1 給与条例で定める支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給するもの。（第30条関係）
- 2 公務のための旅行に係る費用を負担するときは、瀬戸市旅費条例（昭和26年瀬戸市条例第32号）の規定の適用を受ける職員の例により、その旅行に係る費用弁償を支給するもの。（第31条関係）

第5 その他

- 1 その他所要の事項を規定し、施行日を令和2年4月1日とするもの。
- 2 関係条例の一部改正をするもの。

元年市長提出第23号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に伴う関係条例
の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に伴う関係条例の整
備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年8月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に伴う関係条例
の整備に関する条例

(瀬戸市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の分限に関する条例(昭和26年瀬戸市条例第35号)
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(失職の例外) 第6条 法第16条第1号の規定に該当するに至 った職員のうち、その罪となった事実が交通事 故(車両等の交通による人の死傷又は物の損壊 をいう。)又は職務上の過失により生じたもの であって、当該刑の執行を猶予され、かつ、任 命権者が情状により特に必要があると認めた者 は、当該刑の執行猶予が取り消されない限り、 その職を失わない。	(失職の例外) 第6条 法第16条第2号の規定に該当するに至 った職員のうち、その罪となった事実が交通事 故(車両等の交通による人の死傷又は物の損壊 をいう。)又は職務上の過失により生じたもの であって、当該刑の執行を猶予され、かつ、任 命権者が情状により特に必要があると認めた者 は、当該刑の執行猶予が取り消されない限り、 その職を失わない。

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3まで及び附則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6 <省略></p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定によ</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3まで及び附則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6 <省略></p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定によ</p>

り失職した職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) <省略>

2から4まで <省略>

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは

り失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) <省略>

2から4まで <省略>

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは

、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)及び(3) <省略>

6から8まで <省略>

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第14項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) <省略>

3から5まで <省略>

、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)及び(3) <省略>

6から8まで <省略>

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第14項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) <省略>

3から5まで <省略>

<p>(休職者の給与)</p> <p>第25条 <省略></p> <p>2から5まで <省略></p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、<u>これらの規定に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により市長が定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。</u></p> <p>7 <省略></p>	<p>(休職者の給与)</p> <p>第25条 <省略></p> <p>2から5まで <省略></p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、<u>当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により市長が定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。</u></p> <p>7 <省略></p>
--	---

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務に</p>

<p>対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2及び3 <省略></p>	<p>対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2及び3 <省略></p>
--	---

（瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第4条 瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和42年瀬戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当)</p> <p>第15条 <省略></p> <p>2 退職をした者が次のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p> <p>(3) <省略></p> <p>3から8まで <省略></p>	<p>(退職手当)</p> <p>第15条 <省略></p> <p>2 退職をした者が次のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）をした者</p> <p>(3) <省略></p> <p>3から8まで <省略></p>

（瀬戸市下水道条例の一部改正）

第5条 瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定工事店の指定)</p> <p>第6条の2 指定工事店は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 工事業者（法人にあつては、その代表者）が<u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合</u></p> <p>イ <u>工事業者（法人にあつては、その代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合</u></p> <p>ウ <省略></p> <p>エ <省略></p> <p>オ <省略></p> <p>2 <u>前項第4号エ</u>の規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、<u>同号エ</u>に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第6条の3 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 個人の場合は、住民票の写し、経歴書及び<u>前条第1項第4号ア及びイ</u>に該当しないことを誓約する書類</p> <p>(2)から(7)まで <省略></p>	<p>(指定工事店の指定)</p> <p>第6条の2 指定工事店は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 工事業者（法人にあつては、その代表者）が<u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権していない場合</u></p> <p>イ <省略></p> <p>ウ <省略></p> <p>エ <省略></p> <p>2 <u>前項第4号ウ</u>の規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、<u>同号ウ</u>に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第6条の3 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 個人の場合は、住民票の写し、経歴書及び<u>前条第1項第4号ア</u>に該当しないことを証する書類</p> <p>(2)から(7)まで <省略></p>

<p>(被登録資格)</p> <p>第6条の10 <省略></p> <p>2 前項に定める者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。</p> <p>(1) <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(3) <省略></p> <p>3から5まで <省略></p> <p>(登録の申請)</p> <p>第6条の11 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 前条に規定する被登録資格を有することを誓約する書類</p>	<p>(被登録資格)</p> <p>第6条の10 <省略></p> <p>2 前項に定める者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していないもの</u></p> <p>(2) <省略></p> <p>3から5まで <省略></p> <p>(登録の申請)</p> <p>第6条の11 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 前条に規定する被登録資格を有することを証する書類</p>
--	--

(瀬戸市消防団条例の一部改正)

第6条 瀬戸市消防団条例（昭和42年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者</u></p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者</u></p>

<p>(2) <u>第8条</u>の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (分限)</p> <p>第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、<u>又は免職</u>することができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、<u>又はこれに堪えない場合</u></p> <p>(3)及び(4) <省略></p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>前条第1号</u>に該当するとき。</p> <p>(懲戒)</p>	<p>(3) <u>第7条</u>の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (分限)</p> <p>第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、<u>または免職</u>することができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、<u>またはこれに堪えない場合</u></p> <p>(3)及び(4) <省略></p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>前条第1号又は第2号</u>のいずれかに該当するとき。</p> <p>(懲戒)</p>
<p>第8条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、<u>停職</u><u>又は免職</u>することができる。ただし、団長の<u>行う懲戒</u>処分は、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 消防に関する法令、<u>条例</u><u>又は規則</u>に違反したとき。</p> <p>(2) 職務上の義務に違反し、<u>又は職務</u>を怠ったとき。</p> <p>(3) <省略></p> <p>2 停職は、1月以内の期間を定めて<u>行う</u>。 (阻害行為等の禁止)</p> <p>第13条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、<u>若しくは著しくその活動能力を低下させる等の集团的行動を行って</u>はならない。</p>	<p>第8条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、<u>停職</u><u>または免職</u>することができる。ただし、団長の<u>行なう懲戒</u>処分は、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 消防に関する法令、<u>条例</u><u>または規則</u>に違反したとき。</p> <p>(2) 職務上の義務に違反し、<u>または職務</u>を怠ったとき。</p> <p>(3) <省略></p> <p>2 停職は、1月以内の期間を定めて<u>行なう</u>。 (阻害行為等の禁止)</p> <p>第13条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、<u>もしくは著しくその活動能力を低下させる等の集团的行動を行なって</u>はならない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第2条の「禁錮」を「禁錮」に改める規定、「当該各項に」を「これらの規定に」に改める規定及び「当該各項の」を「、それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める規定並びに第5条及び第6条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例の規定に基づき行われた処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行等により、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図ることに伴い、瀬戸市職員の分限に関する条例、瀬戸市職員の給与に関する条例、瀬戸市職員の退職手当に関する条例、瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例、瀬戸市下水道条例及び瀬戸市消防団条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第24号議案

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年8月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(印鑑の登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。 <u>以下「法」という。</u> ）に基づき、 <u>本市が備える</u> 住民基本台帳に記録されている者とする。 2 <省略> (登録印鑑) 第5条 <省略> 2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、 <u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は</u>	(印鑑の登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、 <u>本市の</u> 住民基本台帳に記録されている者とする。 2 <省略> (登録印鑑) 第5条 <省略> 2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名若しくは通称（ <u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせた文字で表していないもの</u>

<p>氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせた文字で表していないもの</p>	
<p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p>	<p>(2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの</p>
<p>(3)から(6)まで <省略></p>	<p>(3)から(6)まで <省略></p>
<p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（<u>法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。</u>）が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもの（以下「氏名の片仮名表記等」という。）で表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>（登録事項）</p>	<p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（<u>住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。</u>）が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもの（以下「氏名の片仮名表記等」という。）で表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>（登録事項）</p>
<p>第6条 市長は、第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p>	<p>第6条 市長は、第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p>
<p>(1)及び(2) <省略></p>	<p>(1)及び(2) <省略></p>
<p>(3) 氏名（<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称</u>）</p>	<p>(3) 氏名（<u>住民基本台帳に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称</u>）</p>
<p>(4) <省略></p>	<p>(4) <省略></p>
<p>(5) <省略></p>	<p>(5) <u>男女の別</u></p>
<p>(6) 住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記等で表されている印鑑により登録を受けている場合にあっては、当該氏名の片仮名表記等</p>	<p>(6) <省略></p>
<p>(6) 住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記等で表されている印鑑により登録を受けている場合にあっては、当該氏名の片仮名表記等</p>	<p>(7) 住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記等で表されている印鑑により登録を受けている場合にあっては、当該氏名の片仮名表記等</p>

<p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、<u>磁気ディスク</u>をもって調製する。</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って<u>磁気ディスク</u>に記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名（<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合</u>にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) 住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記等で表されている印鑑により登録を受けている場合にあつては、当該氏名の片仮名表記等</p> <p>(登録事項の修正)</p> <p>第13条 市長は、<u>法</u>に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、次条第2項の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、職権で印鑑登録原票の登録事項を修正するものとする。</p> <p>(印鑑の登録の抹消)</p> <p>第14条 <省略></p> <p>2 市長は、印鑑登録者について、次に掲げる事</p>	<p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、<u>磁気テープ（磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことができるこれらに類する物をいう。第11条において同じ。）</u>をもって調製する。</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って<u>磁気テープ</u>に記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名（<u>住民基本台帳に通称が記録されている場合</u>にあつては、氏名及び通称）</p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <u>男女の別</u></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) 住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記等で表されている印鑑により登録を受けている場合にあつては、当該氏名の片仮名表記等</p> <p>(登録事項の修正)</p> <p>第13条 市長は、<u>住民基本台帳法</u>に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、次条第2項の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、職権で印鑑登録原票の登録事項を修正するものとする。</p> <p>(印鑑の登録の抹消)</p> <p>第14条 <省略></p> <p>2 市長は、印鑑登録者について、次に掲げる事</p>
---	--

<p>由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名、通称又は氏名の片仮名表記等の変更により登録された印鑑が第5条第2項第1号に該当したとき。</p> <p>(5) <省略></p>	<p>由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 氏名、通称又は氏名の片仮名表記等の変更により登録された印鑑が第5条第2項第1号に該当したとき。</p> <p>(5) <省略></p>
---	---

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の一部改正等に伴い、瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第 25 号議案

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 29 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年瀬戸市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(償還等) 第 15 条 <省略> 2 <省略> 3 災害援護資金の <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。</u>	(償還等) 第 15 条 <省略> 2 <省略> 3 災害援護資金の <u>貸付けに関する償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の一部改正に伴い、瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例中 所要の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第26号議案

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年8月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第10条 <省略> 2 <省略> 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 <u>都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)から(10)まで <省略> 4及び5 <省略>	(職員) 第10条 <省略> 2 <省略> 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)から(10)まで <省略> 4及び5 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第27号議案

瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校用 I C T 機器一式の買入れについて

本市は、次の内容により瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校用 I C T 機器一式を買い入れるものとする。

令和元年8月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 買入物件 瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校（にじの丘学園）用 I C T 機器一式
- 2 品名及び件数 管理用MacBook始め79件
- 3 契約方法 指名競争入札
- 4 買入価額 59,400,000円
- 5 買入先 名古屋市中区丸の内三丁目18番28号
教育産業株式会社
代表取締役 今枝伸保

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校（にじの丘学園）用 I C T 機器一式の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校用 I C T 機器一式

番号 (件数)	品名	個数	設置場所
1	管理用MacBook	1	職員室
2	管理用MacBookケーブル	1	職員室
3	管理用コンテンツキャッシュサーバー	2	職員室
4	児童用iPad	137	多目的室2
5	iPad用ケース	137	多目的室2
6	iPad用液晶保護フィルム	137	多目的室2
7	教員用iPad	28	職員室
8	iPad用ケース	28	職員室
9	iPad用液晶保護フィルム	28	職員室
10	無線映像伝送受信機	35	普通教室・特別支援教室・理科室・生活科室・多目的室8
11	HDMIケーブル（2m）	35	普通教室・特別支援教室・理科室・生活科室・多目的室8
12	映像変換アダプタ	35	普通教室・特別支援教室・理科室・生活科室・多目的室8
13	HDMIケーブル（3m）	35	普通教室・特別支援教室・理科室・生活科室・多目的室8
14	タブレット充電保管庫（児童・生徒用）	7	多目的室2
15	タブレット充電保管庫（教員用）	1	職員室
16	充電用電源タップ	36	職員室・多目的室2
17	充電AC	165	職員室・多目的室2

18	充電ケーブル	165	職員室・多目的室2
19	Lightningキーボード	41	多目的室2
20	iPad用USBメモリー	9	職員室・多目的室2
21	データ共有用NAS	2	サーバー室
22	HDD	4	サーバー室
23	壁掛型超短焦点プロジェクター	35	普通教室・特別支援教室・ 理科室・生活科室・多目的 室8
24	壁掛金具	35	普通教室・特別支援教室・ 理科室・生活科室・多目的 室8
25	インターフェースボックス	35	普通教室・特別支援教室・ 理科室・生活科室・多目的 室8
26	スピーカー	35	普通教室・特別支援教室・ 理科室・生活科室・多目的 室8
27	スピーカー取付金具	35	普通教室・特別支援教室・ 理科室・生活科室・多目的 室8
28	デスクトップパソコン	36	普通教室・特別支援教室・ 理科室・生活科室・多目的 室8
29	ワイヤレスキーボード・マウス	36	普通教室・特別支援教室・ 理科室・生活科室・多目的 室8
30	机上PCラック	35	普通教室・特別支援教室・ 理科室・生活科室・多目的 室8
31	電源タップ（3個口・2m）	35	普通教室・特別支援教室・ 理科室・生活科室・多目的 室8
32	LANケーブル（2m）	35	普通教室・特別支援教室・ 理科室・生活科室・多目的 室8
33	HDMIケーブル（2m）	36	普通教室・特別支援教室・ 理科室・生活科室・多目的 室8
34	オールギガビットHUB（24個口）	9	校内各所
35	オールギガビットHUB（16個口）	3	校内各所

36	オールギガビットHUB（5個口）	5	校内各所
37	PoE給電スイッチングHUB（8個口）	2	校内各所
38	PoE給電スイッチングHUB（24個口）	8	校内各所
39	タップ型スイッチングHUB（12個口）	5	職員室
40	タップ型スイッチングHUB（8個口）	7	職員室
41	タップ型スイッチングHUB（5個口）	7	職員室・校内各所
42	LANケーブル（2m）	10	職員室・校内各所
43	LANケーブル（3m）	60	職員室・校内各所
44	LANケーブル（5m）	20	職員室・校内各所
45	電源タップ（6個口・雷ガード付）	20	職員室・校内各所
46	電源タップ（8個口・雷ガード付）	5	職員室・校内各所
47	メディアコンバータ	4	校内各所
48	無線AP（常設用）	60	校内各所
49	無線AP（移動用）	2	職員室
50	A3カラーレーザープリンター（5年保守含む）	1	職員室
51	増設1段カセットユニット（670枚用）	2	職員室
52	専用キャビネット（キャスター付）	1	職員室
53	A3モノクロレーザープリンター（5年保守含む）	3	職員室
54	増設1段カセットユニット（550枚用）	3	職員室
55	専用プリンター台（キャスター付）	3	職員室
56	A3モノクロレーザープリンター（5年保守含む）	1	事務室
57	専用キャビネット（キャスター付）	1	事務室
58	A4モノクロレーザープリンター（5年保守含む）	2	校長室

59	USBケーブル	1	校長室
60	高輝度プロジェクター	1	体育館
61	短焦点レンズ	1	体育館
62	プロジェクター用テーブル	1	体育館
63	ディスプレイ65型（電子黒板機能付）	1	多目的室2
64	ディスプレイスタンド	1	多目的室2
65	カメラスタンド	1	多目的室2
66	実物投影機	1	多目的室2
67	HD映像コミュニケーションユニット	1	多目的室2
68	HDコミュニケーションカメラ	1	多目的室2
69	専用バウンダリーマイクロホン	1	多目的室2
70	ワイヤレスパワードスピーカー	1	多目的室2
71	ペンシル形ワイヤレスマイク	1	多目的室2
72	HDMIケーブル（2m）	3	多目的室2
73	音声ケーブル（モノラルフォンプラグ-RCAプラグ・2m）	1	多目的室2
74	ノイズフィルタ付タップ（8個口・2m）	1	多目的室2
75	電源延長コード（3個口・3m）	1	多目的室2
76	5ポートHUB（マグネット付）	1	多目的室2
77	LANケーブル（7m）	1	多目的室2
78	LANケーブル（2m）	2	多目的室2
79	セキュリティワイヤーロック	1	多目的室2

元年市長提出第28号議案

瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校用図書スペース家具一式の買入れについて

本市は、次の内容により瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校用図書スペース家具一式を買い入れるものとする。

令和元年8月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 買入物件 瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校（にじの丘学園）用図書スペース家具一式
- 2 品名及び件数 両面4段書架始め18件
- 3 契約方法 指名競争入札
- 4 買入価額 32,120,000円
- 5 買入先 小牧市新町一丁目40番地
有限会社富田文溪堂
代表取締役 富田正仁

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校（にじの丘学園）用図書スペース家具一式の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校用図書スペース家具一式

番号 (件数)	品名	個数	設置場所
1	両面4段書架（幅180cm）	20	図書スペース
2	両面4段書架（幅90cm）	6	図書スペース
3	片面4段書架（幅180cm）	1	図書スペース
4	片面4段書架（幅90cm）	1	図書スペース
5	片面3段書架（幅180cm）	13	図書スペース
6	片面3段書架（幅90cm）	2	図書スペース
7	両面3段書架	8	図書スペース
8	4人用閲覧テーブル	10	図書スペース
9	6人用閲覧テーブル	6	図書スペース
10	スタッキングチェア	76	図書スペース
11	絵本架（雑誌架）	4	図書スペース
12	上履き棚	1	図書スペース
13	司書用収納棚	1	図書スペース
14	布スツール	12	図書スペース
15	受付カウンター	2	図書スペース
16	組合せベンチ（ドーナツ型ベンチ）	3	図書スペース
17	タイルマット	1	図書スペース
18	木ルーバー間仕切り	1	図書スペース

元年市長提出第29号議案

瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校給食室調理機器一式の買入れについて

本市は、次の内容により瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校給食室調理機器一式を買い入れるものとする。

令和元年8月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 買入物件 瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校（にじの丘学園）給食室調理機器一式
- 2 品名及び件数 はかり用置台始め109件
- 3 契約方法 指名競争入札
- 4 買入価額 64,900,000円
- 5 買入先 名古屋市瑞穂区明前町14番5号
株式会社アイホー名古屋支店
支店長 中川裕規

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校（にじの丘学園）給食室調理機器一式の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

瀬戸市立にじの丘小学校及び瀬戸市立にじの丘中学校給食室調理
機器一式

番号 (件数)	品名	個数	設置場所
1	はかり用置台	1	荷受室・検収室
2	防水形デジタル台はかり	1	荷受室・検収室
3	引出し付移動台	1	荷受室・検収室
4	球根皮剥機（ドライ仕様）	1	荷受室・検収室
5	L型運搬車（幅 95cm）	1	荷受室・検収室
6	器具消毒保管機	1	荷受室・検収室
7	スタックカート	6	荷受室・検収室
8	3槽シンク	1	荷受室・検収室
9	検食保存用冷凍庫	1	荷受室・検収室
10	移動台	1	荷受室・検収室
11	掃除用具入れ	1	荷受室・検収室
12	L型運搬車（幅 90cm）	1	荷受室・検収室
13	ソリッドエレクターシェルフ（幅 1.519m・奥行 61.4cm）	1	食品庫
14	ソリッドエレクターシェルフ（幅 1.213m・奥行 61.4cm）	1	食品庫
15	ソリッドエレクターシェルフ（幅 1.519m・奥行 46.1cm）	2	食品庫
16	ソリッドエレクターシェルフ（幅 1.213m・奥行 46.1cm）	1	食品庫
17	パススルー冷蔵庫	1	食品庫
18	移動台	1	食品庫
19	パススルー冷蔵庫	1	野菜下処理室
20	移動台（高さ 60cm）	1	野菜下処理室
21	移動台（高さ 85cm）	3	野菜下処理室

22	下処理用 3 槽シンク (幅 2.1m)	1	野菜下処理室
23	下処理用 3 槽シンク (幅 2.15m)	2	野菜下処理室
24	作業台	2	野菜下処理室
25	パススルー冷蔵庫	1	野菜下処理室
26	移動シンク	2	野菜下処理室
27	3 槽シンク	1	野菜下処理室
28	器具消毒保管機	1	野菜下処理室
29	プレート殺菌庫	1	野菜下処理室
30	掃除用具入れ	1	野菜下処理室
31	フードスライサー (刃含む)	1	野菜下処理室
32	移動式スライサー置台	1	野菜下処理室
33	冷凍庫	1	野菜下処理室
34	冷凍庫	1	魚肉処理室
35	冷蔵庫	1	魚肉処理室
36	3 槽シンク	1	魚肉処理室
37	移動シンク	1	魚肉処理室
38	パススルー冷蔵庫	1	魚肉処理室
39	水切台付 2 槽シンク	1	魚肉処理室
40	移動台	1	魚肉処理室
41	器具消毒保管機	1	魚肉処理室
42	掃除用具入れ	1	魚肉処理室
43	移動台 (幅 75cm・奥行 75cm)	1	調理室
44	L型運搬車 (幅 95cm)	1	調理室
45	移動シンク (幅 90cm・ボールバルブ付)	1	調理室
46	スタックカート	3	調理室
47	移動シンク (幅 75cm)	2	調理室
48	移動台 (幅 1.2m)	2	調理室

49	L型運搬車（幅 90cm）	1	調理室
50	移動台（幅 90cm）	1	調理室
51	移動シンク（幅 1.2m）	2	調理室
52	移動式パンラック	3	調理室
53	ガス煮炊釜	4	調理室
54	移動台（幅 1.5m）	4	調理室
55	ガス丸型フライヤー	1	調理室
56	コンビオープン	1	調理室
57	コンビオープン用ラック	2	調理室
58	コンビオープン用カート	2	調理室
59	冷凍冷蔵庫	1	調理室
60	水切台付 2 槽シンク	1	調理室
61	システム調理台	1	調理室
62	移動台（幅 75cm・奥行 60cm）	1	調理室
63	電気式食器消毒保管機	1	調理室
64	移動シンク（幅 90cm・ジャバラホース付）	1	調理室
65	2 槽シンク	1	調理室
66	検食保存用冷凍庫	1	調理室
67	掃除用具入れ	1	調理室
68	引違戸付作業台（幅 1.35m）	2	調理室
69	引違戸付作業台（幅 1m）	1	調理室
70	引違戸付作業台（幅 1.3m）	1	調理室
71	スパテラストランド	4	調理室
72	ステンレス回転釜	1	和え物室
73	移動台	1	和え物室
74	冷蔵庫	1	和え物室
75	真空冷却機	1	和え物室

76	パススルー冷蔵庫	1	和え物室
77	水切台付 2 槽シンク	1	和え物室
78	器具消毒保管機	1	和え物室
79	スパテラスタンド	1	和え物室
80	L型運搬車（幅 90cm・ストッパーなし）	20	カートプール
81	パススルー冷凍庫	1	カートプール
82	パススルー冷蔵庫	1	カートプール
83	プレハブ冷蔵庫	1	カートプール
84	L型運搬車（幅 75cm・ストッパーなし）	3	カートプール
85	給食配膳車	13	カートプール
86	L型運搬車（幅 75cm・ストッパー付）	2	カートプール
87	L型運搬車（幅 90cm・ストッパー付）	3	カートプール
88	移動シンク	8	洗浄室
89	自動食器・食缶洗浄機	1	洗浄室
90	作業台（幅 85cm）	1	洗浄室
91	作業台（幅 90cm）	1	洗浄室
92	3 槽シンク	1	洗浄室
93	L型運搬車	1	洗浄室
94	超音波洗浄機	1	洗浄室
95	はかり用置台	1	洗浄室
96	電気式食缶消毒保管機	3	洗浄室
97	電気式食器消毒保管機	3	洗浄室
98	防水形デジタル台はかり	1	洗浄室
99	衣類殺菌庫	2	前室
100	シューズ殺菌庫	3	前室
101	オートサンニテーション	3	前室

102	掃除用具入れ	3	前室
103	ソリッドエレクターシェルフ（幅 91.1cm）	1	前室
104	ソリッドエレクターシェルフ（幅 1.213m）	1	前室
105	1 槽シンク	1	前室
106	自動手指消毒器	11	前室
107	小型物置（幅 92cm）	1	屋外
108	小型物置（幅 1.54m）	1	屋外
109	ワイドペール	1	屋外

元年市長提出第30号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年8月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査に係る仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき120,000円	建築基準法第85条第4項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査に係る仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき120,000円
<省略>		<省略>	
建築基準法第86条の8第1項又は建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工	1件につき27,000円	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工	1件につき27,000円

事に分けて工事を行う場合における全体計画認定申請手数料		全体計画認定申請手数料	
建築基準法第86条の8第3項又は建築基準法第87条の2第2項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合における全体計画変更認定申請手数料	1件につき27,000円	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合における全体計画変更認定申請手数料	1件につき27,000円
建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料	1件につき120,000円		
<省略>		<省略>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に申請を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の一

部改正等に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第31号議案

瀬戸市空家等の適正管理に関する条例の制定について

瀬戸市空家等の適正管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年8月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、もって良好な生活環境の保全と、市民の安全で安心な暮らしを守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者及び市内に所在する法人その他の団体をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等を適切に管理しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

2 市は、空家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の

提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、特定空家等があると認められるときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(立入調査)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員又はその委任した者(以下「職員等」という。)に、当該空家等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 職員等は、前項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第7条 市長は、空家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、修繕、防犯上の措置その他の周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言し、又は指導することができる。

(軽微な措置)

第8条 市長は、地域防犯及び保安上の支障を除去し、又は軽減することができることを認めるときは、空家等の開放されている扉又は窓の閉鎖、支障物の移動、立入禁止のための措置等、必要最小限の措置を職員等に行わせることができる。

(緊急安全措置)

第9条 市長は、空家等の管理が不全な状態に起因して、人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるとき

は、その状態を緊急に回避するため、必要最小限の措置を職員等に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により措置を講じたときは、その内容を当該所有者等に通知しなければならない。ただし、当該所有者等を確認することができないとき、又は当該所有者等の所在が判明しないときは、当該措置の内容を公告するものとする。

3 市長は、第1項の措置に係る費用を支出したときは、当該所有者等から、当該措置に要した費用を徴収するものとする。

(公表)

第10条 市長は、法第14条第3項の措置命令を受けた者が正当な理由なく当該措置命令に従わないときは、公告その他市長が適当と認める方法により、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該措置命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)

(2) 当該措置命令に係る特定空家等の所在地

(3) 当該措置命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(関係行政機関等との連携)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、警察その他の関係行政機関に対し、必要な情報を提供し、空家等への立入調査の同行等の協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、空家等及びその所有者等へ適切な対策を講ずることにより、空家等の適正管理を促し、もって良好な生活環境の保全を図るため必要があるからである。

瀬戸市空家等の適正管理に関する条例案要綱

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に定めるもののほか、空家等の適正管理に関し、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 空家等の所有者等の責務について

空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等を適切に管理しなければならないもの。（第3条関係）

第2 市の責務について

市は、空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとし、また、空家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるもの。（第4条関係）

第3 立入調査について

市長は、職員等に空家等の立入調査をさせることができるもの。（第6条関係）

第4 軽微な措置について

市長は、地域防犯及び保安上の支障を除去し、又は軽減することができる認めるときは、必要最小限の措置を職員等に行わせることができるもの。（第8条関係）

第5 緊急安全措置について

市長は、管理不全の空家等が周囲に重大な危害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときは、緊急回避のための必要最小限の措置を行うことができるもの。この場合、市長は、行った措置の内容を当該所有者等に通知し、措置に要した費用を当該所有者等から徴収するもの。（第9条関係）

第6 公表について

市長は、法に規定する措置命令を受けた者が正当な理由なく当該措置命令に従わないときは、氏名、住所等を公表することができるもの。（第10条関係）

第7 その他

その他所要の事項を規定し、施行日を公布の日とするもの。

元年市長提出第 3 2 号議案

瀬戸市土地区画整理事業助成条例の制定について

瀬戸市土地区画整理事業助成条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 9 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市土地区画整理事業助成条例

(目的)

第 1 条 この条例は、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行しようとする者（以下「施行予定者」という。）及び土地区画整理組合（以下「組合」という。）に対し、予算の範囲内において助成することにより、事業の促進と健全な市街地形成を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成の種類)

第 2 条 この条例による助成の種類は、次のとおりとする。

- (1) 技術的援助
- (2) 事業への補助金

(適用の範囲)

第 3 条 前条の規定による助成の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 2 条第 1 項第 1 号に規定する土地区画整理事業として、本市の都市計画の決定がされていること。
- (2) 都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 8 1 条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域が含まれていること。

(3) 法第96条第1項に規定により定めた保留地の地積が、保留地として取り得る面積の80パーセント以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれにも該当することが見込まれると市長が認める事業については、前条第1号の規定による助成の対象とする。

(技術的援助)

第4条 第2条第1号の規定による技術的援助は、次に掲げるものとする。

(1) 法第14条に規定する認可までの調査、測量、設計その他の事務

(2) 事業施行に伴う事務及び技術指導

(技術的援助の申請)

第5条 第2条第1号の規定による技術的援助を受けようとする施行予定者又は組合（以下「施行者等」という。）は、申請書を市長に提出しなければならない。

(技術的援助の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、技術的援助の可否を決定し、その旨を施行者等に通知するものとする。

(補助限度額)

第7条 第2条第2号の規定による補助金の限度額（以下「補助限度額」という。）は、別表により算定して得た額の合計額とする。ただし、補助限度額の算定に当たっては、法第120条に規定する公共施設管理者負担金の対象となったものは除くものとする。

2 補助金の交付を受けようとする組合は、次条の規定による補助金の交付を申請する前に、法第16条の規定により法第6条を準用する法第14条第1項又は第3項に規定する事業計画（以下単に「事業計画」とい

う。)を市長に提出し、補助限度額について承認を受けなければならない。

3 前項の規定により補助限度額の承認を受けた組合が、法第39条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けた場合は、変更後の事業計画を市長に提出し、当該変更後の補助限度額について承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第2項又は第3項の規定による補助限度額の承認を受けた組合が、補助金の交付を受けようとする場合は、補助限度額の範囲内において、事業年度ごとに当該年度の事業実施計画書を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を組合に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について条件を付することができる。

(調査等)

第10条 市長は、第6条の規定による技術的援助の決定又は第9条の規定による補助金の交付決定(以下「助成の決定」という。)を受けた施行者等に対し、必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(助成の取消等)

第11条 市長は、助成の決定を受けた施行者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 事業を中止し、又は廃止したとき。

- (3) 正当な理由がなく、事業の施行を著しく遅延させたとき。
- (4) 法令の規定により組合の設立の認可を取り消されたとき。
- (5) その他不正等、市長が適当でないと認める行為があったとき。

(剰余金の返還)

第12条 組合は、事業完了年度において剰余金がある場合、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する額を、市長に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業完了年度において組合に剰余金が明らかに発生すると認める場合は、事業完了前であっても当該組合に交付した補助金の全部又は一部に相当する額を返還させることができる。

3 前2項に規定する剰余金の額は、市から交付を受けた補助金の額に国及び県から交付を受けた補助金、保留地処分金、寄附金その他の収入を加えた額から総事業費を差し引いた額とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行し、同日後に法第14条の規定による設立の認可の申請を行うもの又は法第75条の規定による技術的援助の請求があったものから適用する。

別表（第7条関係）

区分	補助の範囲
公共用地（公共施設の用に供する土地をいう。以下同じ。）の取得に要する費用	事業により増加した公共用地の地積に、組合認可時の事業計画で定めた整理前の1平方メートル当たりの価格を乗じて得た額の2分の1
公共施設の整備に要する費用	当該費用の全額
建物等移転補償に要する費用	当該費用の2分の1
調査設計に要する費用	当該費用の2分の1
借入金利子に要する費用	当該費用の2分の1
居住用宅地への減歩緩和措置に要する費用	換地設計基準等に定めた減歩緩和措置により緩和された地積の合計に、組合認可時の事業計画で定めた整理後の1平方メートル当たりの予定価格を乗じた額

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市都市計画マスタープランに掲げる多極ネットワーク型コンパクト構造への転換による都市構造の再構築に向け、都市機能誘導区域での土地区画整理事業を促進し、健全な市街地形成を図るため、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業への助成の仕組みを明確にするため必要があるからである。

瀬戸市土地区画整理事業助成条例案要綱

この条例は、土地区画整理事業を施行しようとする者及び土地区画整理組合への助成に関し、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 助成の種類について

助成の種類は、次のとおりとするもの。（第2条関係）

- 1 技術的援助
- 2 事業への補助金

第2 適用の範囲について

助成の対象は、次のいずれにも該当する事業とするもの。（第3条関係）

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する土地区画整理事業の都市計画決定がされていること。
- 2 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する都市機能誘導区域が含まれていること。
- 3 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定により定めた保留地の地積が、保留地として取り得る面積の80パーセント以上であること。

第3 技術的援助について

技術的援助は、次に掲げるものとし、申請方法及び市長の決定について規定するもの。（第4条から第6条まで関係）

- 1 認可までの調査、測量、設計等
- 2 事業施行に伴う事務及び技術指導

第4 事業への補助金について

補助金の限度額、補助限度額の事前承認、申請方法及び市長の決定について規定するもの。（第7条から第9条まで及び別表関係）

第5 剰余金の返還について

事業完了年度において剰余金がある場合、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する額を返還しなければならないことを規定するもの。（第 12 条関係）

第 6 その他

その他所要の事項を規定し、施行日を令和元年 10 月 1 日とするもの。

元年市長提出第 3 3 号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

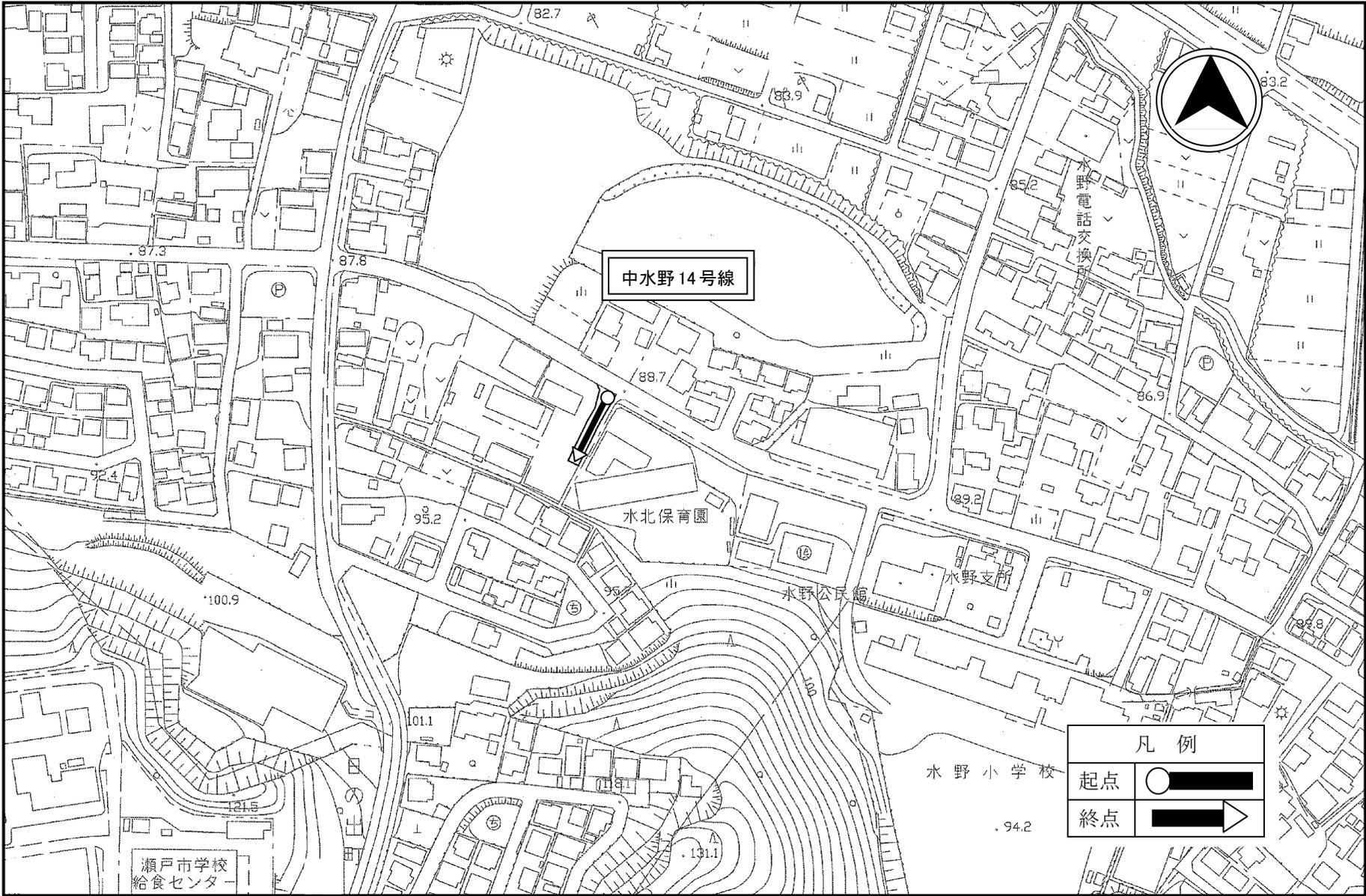
令和元年 8 月 2 9 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

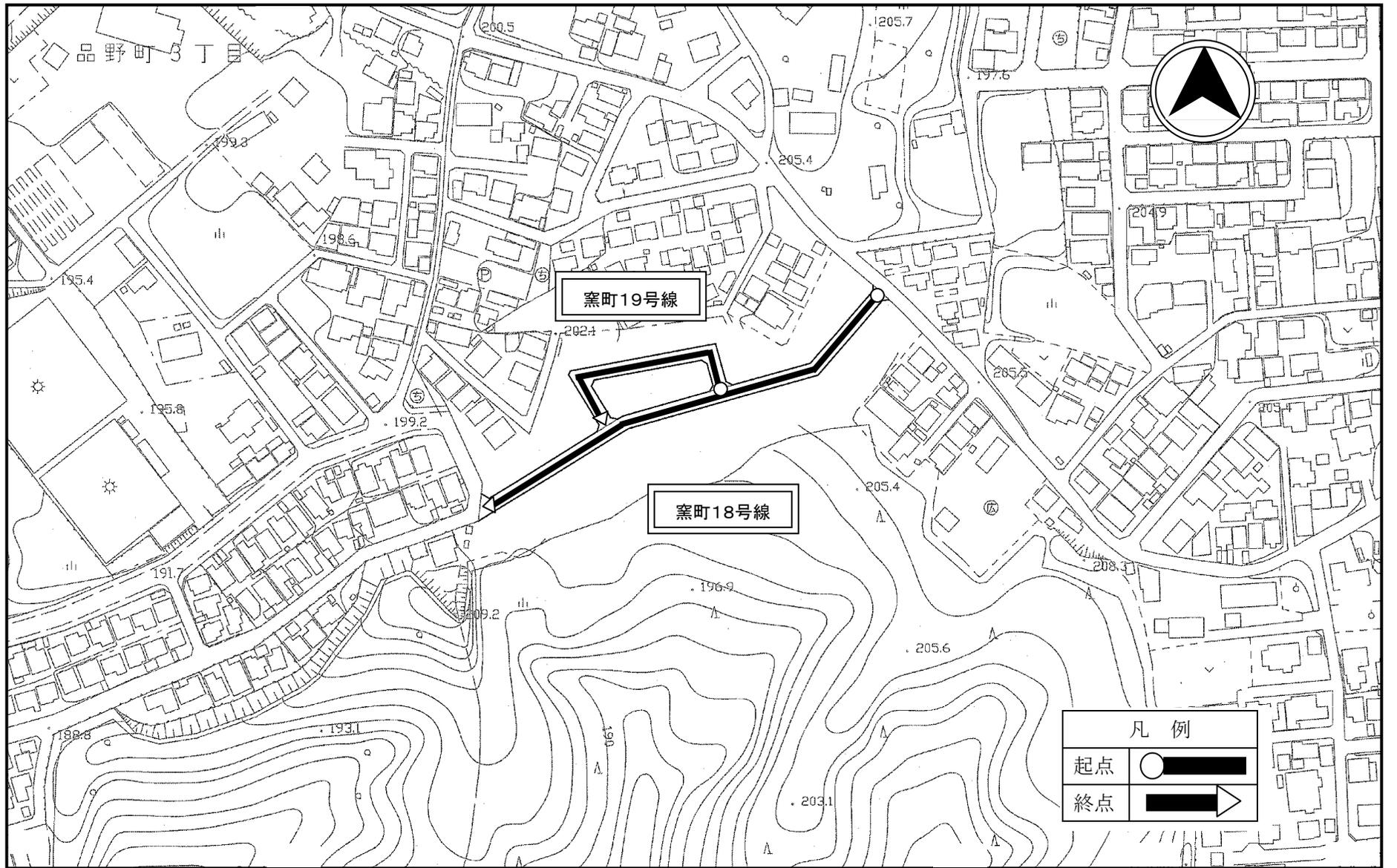
路線番号	路線名	起 点
		終 点
1 0 2 6 2	中水野 1 4 号線	中水野町 1 丁目 1 3 5 番 6 地先
		中水野町 1 丁目 1 3 5 番 3 地先
1 1 2 2 4	窯町 1 8 号線	窯町 4 4 0 番 7 2 地先
		窯町 4 3 9 番 1 9 地先
1 1 2 2 5	窯町 1 9 号線	窯町 4 4 0 番 8 9 地先
		窯町 4 4 0 番 5 5 地先
1 2 5 0 5	矢形 7 号線	矢形町 1 9 5 番 1 地先
		矢形町 1 9 5 番 3 地先
1 2 5 0 6	若宮 1 1 号線	若宮町 3 丁目 1 4 6 番 1 0 地先
		若宮町 3 丁目 1 4 6 番 1 地先
1 2 5 0 7	山口 6 号線	山口町 2 9 9 番 1 地先
		山口町 3 0 0 番 2 地先
1 2 5 0 8	上之山 1 5 号線	上之山町 2 丁目 1 7 3 番 5 地先
		上之山町 2 丁目 1 7 2 番 3 1 地先
1 2 5 0 9	上之山 1 6 号線	上之山町 2 丁目 1 7 2 番 5 3 地先
		上之山町 2 丁目 1 7 2 番 3 2 地先

認定路線図

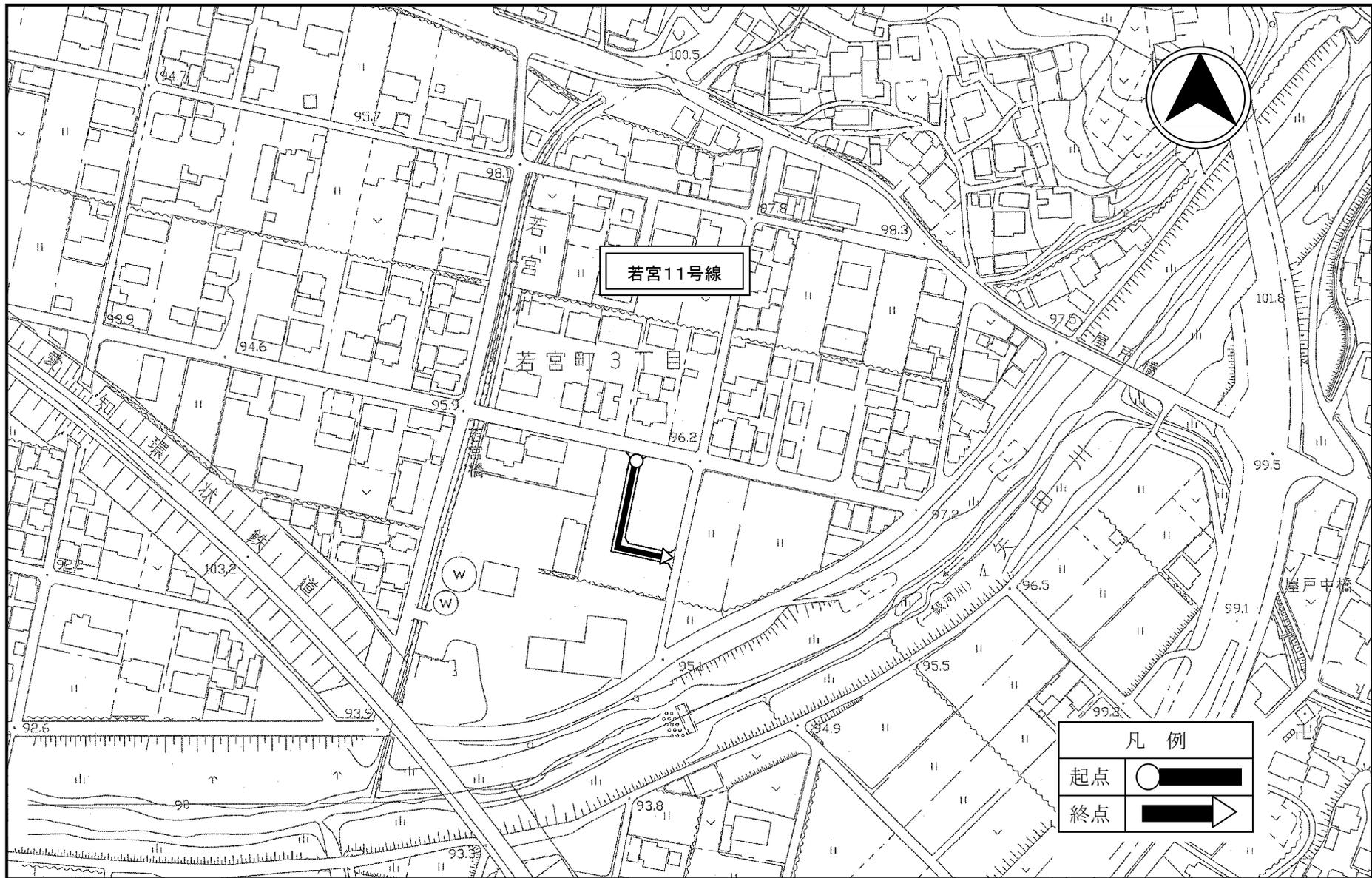
69



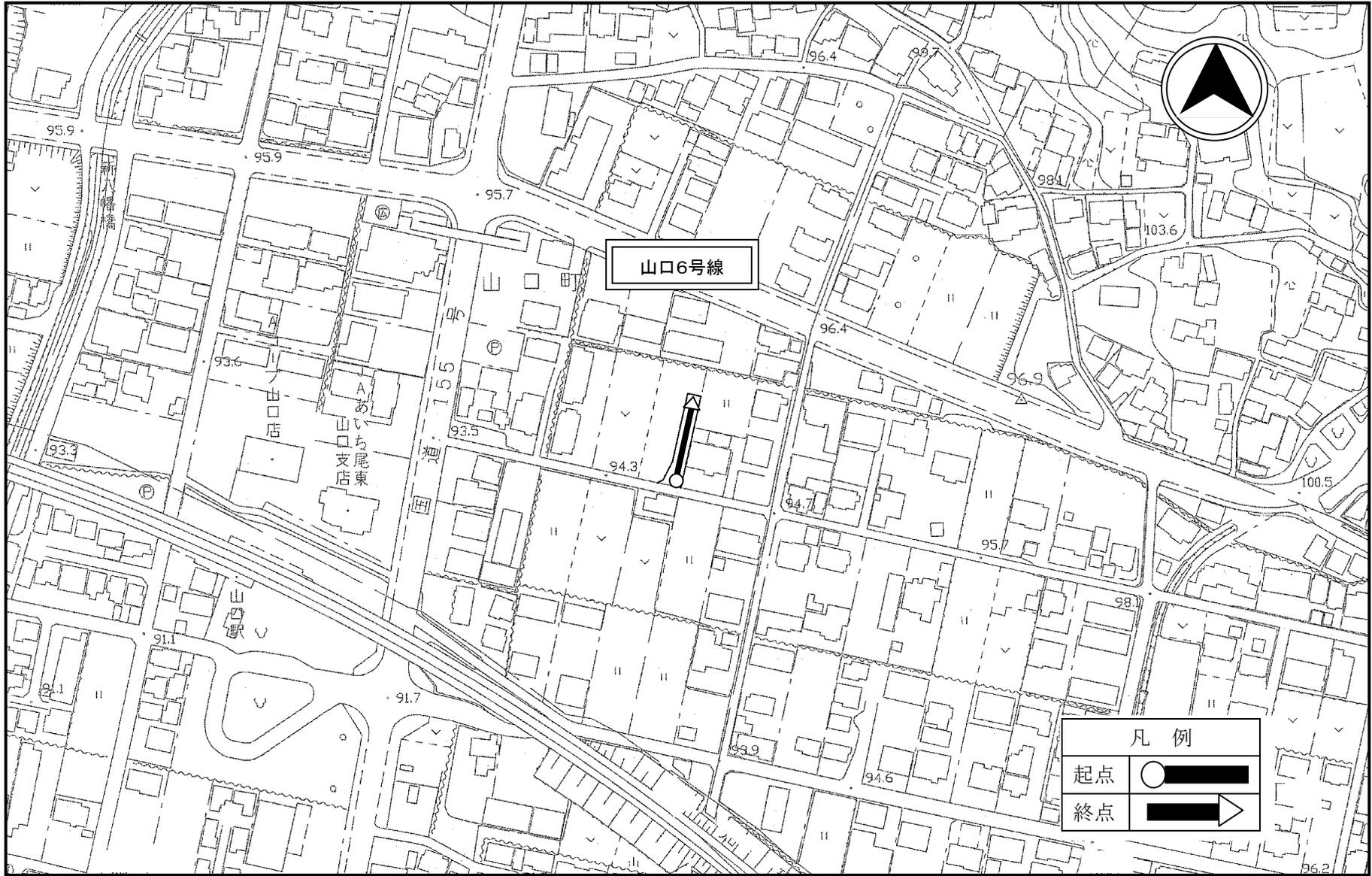
認定路線図



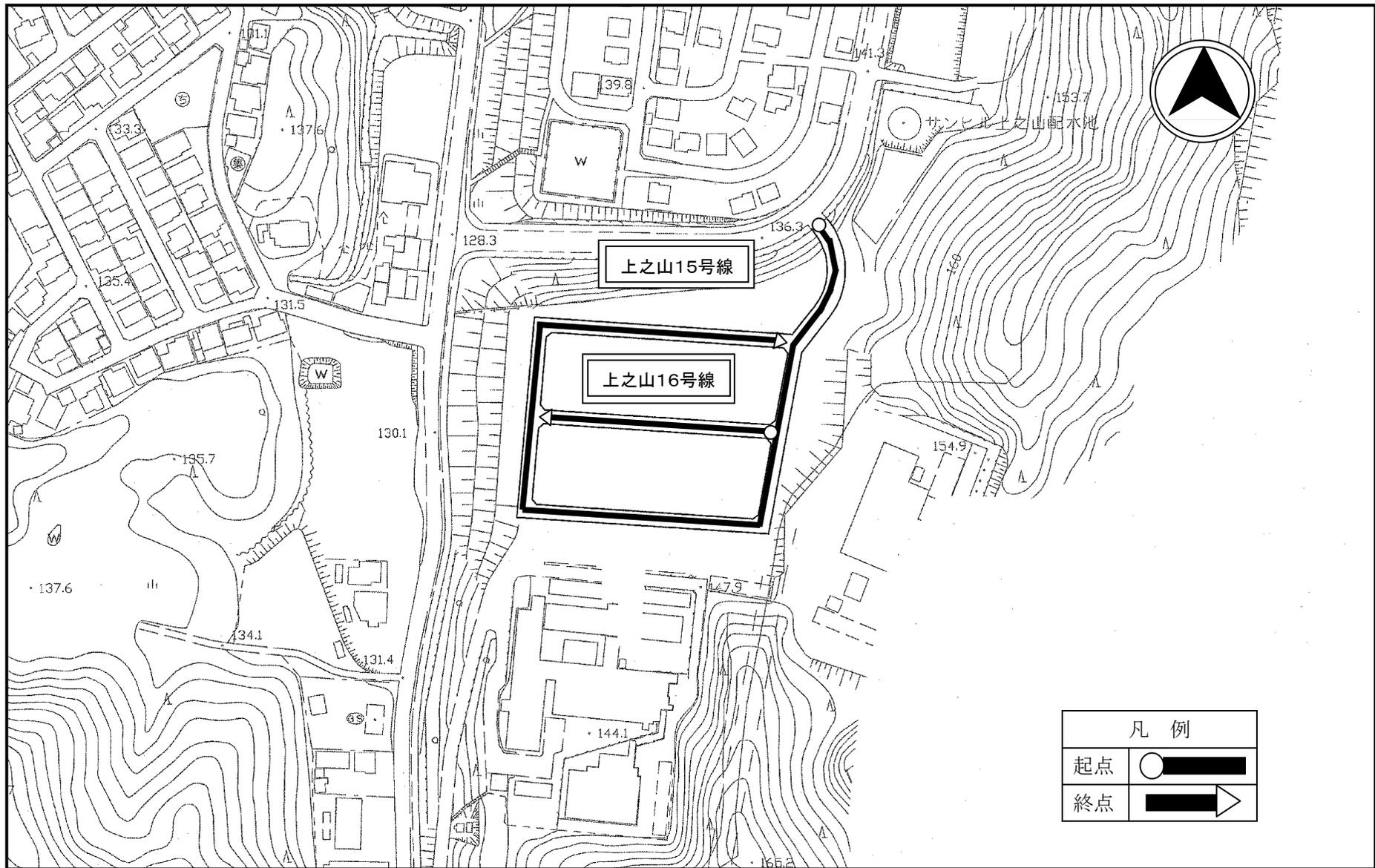
認定路線図



認定路線図



認定路線図



元年市長提出第34号議案

瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年8月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の規模は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた計画処理区域面積、計画処理人口及び計画1日最大処理能力とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不

動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載すると

ともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(瀬戸市下水道事業に係る基金の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 瀬戸市下水道事業に係る基金の設置及び管理に関する条例(昭和54年瀬戸市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(積立て) 第3条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の瀬戸市下水道事業会計予算(以下「下水道事業予算」という。)で定める金額とする。	(積立て) 第3条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の瀬戸市下水道事業特別会計歳入歳出予算(以下「下水道事業予算」という。)で定める金額とする。
(繰替運用) 第6条 市長は、財政上必要があると認めるとき	(繰替運用) 第6条 市長は、財政上必要があると認めるとき

は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を <u>事業費その他の経費</u> に繰り替えて運用することができる。	は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を <u>歳計現金</u> に繰り替えて運用することができる。
---	--

(瀬戸市特別会計設置条例の一部改正)

3 瀬戸市特別会計設置条例（昭和39年瀬戸市条例第10号）の一部を改正する条例を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、本市に <u>春雨墓苑事業特別会計</u> を設置する。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、本市に <u>次の各号に掲げる特別会計</u> を設置する。 <u>(1) 下水道事業特別会計</u> <u>(2) 春雨墓苑事業特別会計</u>

(理由)

この案を提出するのは、経営状況のよりの確な把握が可能となるよう、下水道事業を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定による財務規定等の適用とするため必要があるからである。

瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例案要綱

この条例は、下水道事業について地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定による財務規定等を適用するに当たり、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 設置について

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置するもの。（第1条関係）

第2 財務規定等の適用について

下水道事業に法に規定する財務規定等を適用するもの。（第2条関係）

第3 経営の基本について

下水道事業の規模は、下水道法（昭和33年法律第79号）の規定により定めた計画処理区域面積、計画処理人口及び計画1日最大処理能力とするもの。（第3条関係）

第4 法の規定に基づき条例で定めることとしている事項について

法の規定に基づき、次の事項を定めるもの。（第4条、第5条及び第7条関係）

- 1 重要な資産の取得及び処分
- 2 議会の同意を要する賠償責任の免除
- 3 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

第5 会計事務の処理について

下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるもの。（第6条関係）

- 1 公金の収納及び支払に関する事務

2 公金の保管に関する事務

第6 業務状況説明書類の作成について

事業年度4月1日から9月30日までの業務状況説明書類は11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類は5月31日までに作成しなければならないもの。(第8条関係)

第7 その他

- 1 その他所要の事項を規定し、施行日を令和2年4月1日とするもの。
- 2 関係条例の一部改正をするもの。

元年市長提出第 35 号議案

瀬戸市都市下水路条例の廃止について

瀬戸市都市下水路条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 29 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市都市下水路条例を廃止する条例

瀬戸市都市下水路条例（昭和 55 年瀬戸市条例第 18 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市都市下水路条例第 3 条に規定する都市下水路を既に公共下水道に転用しており、今後も設置する予定がないことから、瀬戸市都市下水路条例を廃止するため必要があるからである。

元年市長提出第 3 6 号議案

瀬戸市水道事業給水条例の一部改正について

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 9 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道事業給水条例（昭和 3 5 年瀬戸市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 3 9 条 手数料は、次の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>1 0 条第 1 項の指定の更新をするとき。</u> <u>1 件につき 7, 0 0 0 円</u></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 4 2 条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第 6 条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 3 9 条 手数料は、次の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 4 2 条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第 4 条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p>

2 <省略>

2 <省略>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正に伴い、瀬戸市水道事業給水条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。